

訓 令 第 1 5 号 令和 5 年 1 0 月 2 7 日

課 長 等 各位

阿久根市長 西 平 良



令和6年度当初予算編成方針について (通知)

このことについて、別紙のとおり「令和6年度当初予算編成方針」を定めたので、各課等においては、当該方針に基づき課等内で十分協議の上、令和6年度当初予算要求見積書等を令和5年11月16日までに財政課長に提出するよう通知する。

令和6年度 当初予算編成方針

1 地方財政の動向等

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月 16 日閣議決定。)において、我が国経済がコロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している中、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けた取組を進めることとし、令和6年度予算においては、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とすることとしている。

また、デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進することとし、令和4年12月、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。今後は、この総合戦略に基づき、地方の社会課題を積極的にオープンにしつつ、国・地方公共団体・企業・大学・スタートアップ企業・金融機関など多様な主体が、地域外の主体も巻き込みながら、連携して取組を推進していくことが期待されている。

さらに、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(令和5年7月25日閣議了解)においては、基本方針2023、2022及び2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

一方、総務省の地方交付税の令和6年度概算要求では、「新経済・財政再生計画」、「基本方針2023」を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされており、要求額は前年度比1.1パーセントの増となっている。

さらに、内閣府の令和6年度概算要求では、「デジタルの力を活用した地域活性化」 を掲げ、各地域で行われてきた社会課題解決・魅力向上の取組をデジタルの力を活用 して加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するとともに、地方の創意工 夫を生かした自主的な取組を政府一体となって支援することとしている。

2 阿久根市の財政状況等

(1) 令和4年度決算の状況

令和4年度の一般会計の決算では、歳入総額は140億7,630万円、歳出総額は、 135億4,197万円で、翌年度に繰り越すべき財源368万円を差し引いた実質収支額 は5億3,065万円となった。

歳入では、歳入全体の 32.8 パーセントを占める地方交付税が、前年度と比較して 4,808 万円、1.0 パーセントの減となり、これは、令和 3 年度においては、所得税等の国税収入の増により、普通交付税の再算定が行われたため、令和 2 年度より 3 億 6,735 万円の増となったが、令和 4 年度においては、再算定はあったものの、令和 3 年度に比較して 7,576 万円減となったところである。

また、臨時財政対策債についても令和3年度に比較して2億1,110万円の減となった。

歳出では積立金について、次年度以降への財政運営のために、市有施設整備基金 やサンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金など各種基金へ積立てを行ったもの の、前年度と比較して、1億2,408万円の減となった。

公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は、市民交流センター建設に係る地方債の元金償還が始まったことから、0.1 ポイント増の6.8 パーセント、将来の財政を圧迫する可能性の指標である将来負担比率は、算定値なしとなっているが、地方債残高が115 億円を超える状況の中、今後、公債費が増加する見通しであることから、ここで財政規律を緩めると将来の財政運営に支障をきたすことになる。経常収支比率は、92.7 パーセントとなり、上述の理由により普通交付税及び臨時

財政対策債が減少したことが大きな要因となり、前年度に比較して 7.1 ポイントの増となり、依然として高い水準にある。

また、自主財源は、43 億 5,719 万円で、歳入総額の 31.0 パーセントであり、本市の財政構造が極めて脆弱なものであることを表している。

これらのことから、今後の財政を運営していく上では、自主財源に乏しい本市の 歳入構造等の財政体質を厳格に認識しながら、継続的な行財政改革に努めていくことが求められる。

(2) 令和6年度歳入の見通し

令和4年度における市税は、前年度と比較して1.3パーセント、約2,690万円の増となっており、令和5年度当初予算においても、前年度当初予算に比較して約994万円の増額で計上しているが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響、生産年齢人口の減少などを踏まえると、市税収入の大幅な増加はなかなか見込めない状況である。

一方、令和5年度の普通交付税は、38億5,983万円余りであり、前年度決算に比べ、573万円余り、0.15パーセントの微増となったが、地方財政法第5条の特例として発行する臨時財政対策債の発行可能額が、前年度決算に比べ、4,365万円ほどの減とされたことから、一般財源総額としては減となったところである。

その中で、令和6年度の総務省の地方交付税の概算要求額は前年度比1.1パーセントの増で、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定

的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保されることを要求しているが、依然として、地方交付税の大幅な増額は厳しいと予想される。

このことから、可能な限り情報収集に努めるとともに、受益と負担の適正化等の 検証や新たな財源の掘起しに努める必要がある。

(3) 令和6年度歳出の見通し

今後、橋りょうや学校施設をはじめとした公共施設の長寿命化対策や道の駅「サンセット牛之浜景勝地※」整備事業、図書館整備等大きな財政負担を伴う事業を実施していく必要がある。

これらの事業は、時期を同じくして実施せざるを得ないものが多くあり、令和6年度についても多額の財源の投入が確定している。

また、公共工事における労務単価や建設資材等の高騰による建設工事費の上昇等による歳出の増も予想される。

これらのことから、歳入があって歳出が可能になることに改めて留意しながら、 歳入の確保に努めつつ、中長期的な財政運営の展望に立って、緊急性、優先度、効 果等を精査し、真に必要な事務事業を厳選して取り組んでいく必要がある。

3 予算編成の基本方針

本市は、長年にわたり、人件費の抑制をはじめ事務事業を見直し、行財政改革の継続的な推進に取り組むことで、財政状況を改善し、市民交流センターや新焼却処分場の整備など大型事業を実施することができたが、反面、地方債残高は平成29年度に100億円を超え、令和4年度末現在では、令和3年度末現在よりも5.5億円程度減少したものの、なお115億円を超える状況となっている。

このため、令和6年度以降予定している大型事業については、多額の費用を要することから、事業内容の精査・検証を行い、その効果が最大となるような取組を進めるとともに、より有利で効果的な財源の確保に努めることが重要である。

さらに、令和2年度を初年度として新たに策定した「阿久根市まちづくりビジョン」 に基づき、将来を見据えた真に効果の期待できる取組を推進していく必要がある。

現在まで、本市の財政は、継続的に健全性が維持されてきているが、その構造は極めて脆弱であり、加えて、直近の大型事業実施に伴う地方債発行によって公債費の増大が今後見込まれるため、十分な注意をもってこれらの課題に取り組んでいかなければ、厳しい状況を招来することとなる。

これらのことから、引き続き気を緩めることなく、これまでの取組を踏まえ、大型 事業の実施等諸課題へ対応する場合においても、今後の財政運営や将来世代への影響 を見極め、より少ない負担において進めていくことが一層求められている。

また、国は令和7年度に国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化という目標を設

定し、歳出面、歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要があるとし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしていることから、本市においても、予算にメリハリを付け、市民福祉の増進と持続可能な自治体経営を目指していかなければならない。

以上を踏まえ、令和6年度予算は、「通常予算」として、次の基本方針に基づいて 編成するものとする。

(1) 健全財政の堅持

ア 歳入の確保等

自主財源の根幹となる市税については、課税客体の適正な捕捉に努めるとともに、税の公平性の観点から収納率の向上に向け一層の取組を強化することとする。このほか、住宅使用料をはじめとする各種使用料に対する徴収強化や、未活用の市有財産についての積極的な売却、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等についての見直しなど、徹底した歳入増対策を図りつつ、ふるさと納税においては、新たなポータルサイトの導入やバナー広告への掲載、クラウドファンディングなどの取組を引き続き強化し、併せて有料広告拡充や先進自治体における歳入増対策の導入等により新たな財源の創出を図ることとする。

イ 歳出の節減等

これまでの行財政改革の成果を踏まえ、引き続き事務事業の見直しを行い、一層の歳出の節減を図ることとする。

また、事業の検討に当たっては、市民のニーズや社会的な要請などの観点から優先順位を定め、「真に必要なものを真に必要な時期に」実施することとし、積極的に、かつ、失敗をおそれず新規事業にチャレンジし、同時に必要性が乏しくなった既存の事業は勇気をもって廃止するなどスクラップアンドビルドに努め、限られた予算を有効に活用し、「最小の経費で最大の効果」をもたらすこととする。

このことから、人件費、扶助費及び公債費については所要見込額を、その他の 経費(普通建設事業費を除く。)については、所属ごとに新規事業を含め、原則と して一般財源ベースで令和5年度当初予算額の範囲内で厳しく抑制の上要求す ることとする。

ウ 決算の分析

直近の予算の執行結果である令和4年度決算の分析を行い、歳入面では歳入確保の取組を総括し、更なる歳入確保対策を講じ、歳出面では事業の内容、効果を再検証しつつ、執行残等を踏まえた必要な経費を見積もる等により、令和6年度予算に反映させることとする。

(2) 循環型社会形成に資する事業の推進

循環型社会の形成については、これまで、各種の取組を行ってきているが、引き 続き我が国のエネルギー政策に関して、更にその推進が大きな社会的課題となって いる。

本市においても平成 28 年度に「再生可能エネルギービジョン」を策定し、本市に存する地域資源を最大限活用したエネルギーの地産地消による循環型社会の構築を目指すこととしており、令和3年度に環境省の補助金を活用し、再生可能エネルギー活用と脱炭素の推進等を図るため、官民一体となり「阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業」を実施しているところであり、さらに、令和4年7月に日産自動車と「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靭化に関する連携協定」を締結し、2050年を目標にしたゼロカーボンシティ宣言の達成に向け、将来を見据えた事業に取り組むこととしている。

今後も事業の計画・実施に当たっては、環境への負荷の低減を図り良好な環境を 持続的に保全するため、当該事業が広く資源循環型社会の形成に資するものである か十分に検討することとする。

(3) 地域資源の活用と地域経済の活性化等

阿久根市まちづくりビジョンに基づき、地方創生への取組を進めているところであるが、これまで以上に自らの地域を主体的に創造していくことが求められており、地域の自然や環境を生かし、人材の育成を図るなど、地域資源を活用し、地域活性化の取組を進めていくこととする。

また、地域経済の活性化のためには、地域社会において経済の円滑な流れを確保するとともに、広範囲における交流を促して経済活動の規模を大きくしていくことが望まれる。

このことから、予算の執行が地域経済へ及ぼす影響の大きさを意識しながら、地域経済の活性化、交流の促進に資する事業については、これまでにない新たな取組を推進することとし、その期待される効果を十分に検討し、一定の成果のあった既存の取組を廃止・縮小することを含めた重点化を図りつつ実施することとする。

(4) 安全安心な生活環境の整備

近年、全国的に多発する災害の状況を的確に捉えつつ、本市における自然災害及び原子力発電施設災害に対する防災機能の充実強化や地域活性化などの取組を支援するため、電源立地地域対策補助金等も活用しながら、安全安心な生活環境の整備などの市民福祉の向上に資する取組を進めていくこととする。

(5) 事務事業の効果の検証等

事務事業を計画する上で、実効性のあるPDCAサイクルを確立するため、実績

と効果を適切に評価し、改善の方向性を分析するとともに、近隣の自治体等における実施状況を参考にしながら、実施の適否を検証することとする。

また、当該年度における負担と効果だけではなく、中長期にわたる効果や財政運営への影響等を考慮・検討し、事業の終期を定め、その間における最大の効果の発現に取り組むとともに、一定の成果のあった既存事業の縮小・廃止を含め、大胆に見直しを行うこととする。

(6) 国等の動向の把握と的確な対応

国においては、第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に改訂し、2023 年度を初年度とする新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。これを受け、本市においても新たな状況下で目指すべき地域像を構築するため、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進する必要があるが、それまでの間は阿久根市まちづくりビジョンに基づき、実施事業の検証を行いながら、PDCAサイクルの下、必要な見直し、改善に努め、効果的に事業を展開することとする。また、令和6年度における関連事業については、明確なPDCAサイクルの下、政策効果を客観的な指標による検証に基づき、必要な改善等を実施した上で取組を進めていくこととする。

また、国が掲げる「新しい資本主義に向けた改革」に係る関連事業についても、 その動向を見極め、適宜対応していくこととする。

今後も国の予算編成の動向に十分留意し、国・県等の補助制度を十分に活用する ことができるよう、情報を幅広く収集するとともに、補助事業採択に向けた施策の 提案・要望を積極的に行っていくこととする。

(7) 大規模事業等への対応

橋りょうをはじめとした公共施設の長寿命化対策や道の駅「サンセット牛之浜景勝地※」整備事業等の大きな財政負担を伴う事業については、毎年度、その事業進捗状況を踏まえた全体事業費の精査を行い、適正な経費による事業の着実な推進を図ることとする。

また、引き続き公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)及び個別施設計画に基づき、長期的かつ計画的な施設の維持・保全に努めることとする。

(8) 交流関係人口拡大等に向けた新たな地域振興施策への対応

旧国民宿舎施設等の跡地活用については、宿泊施設を含めた観光開発の可能性等の検討・調査を民間事業者と協働で行うことにより、市の将来にわたる地域振興に資する取組を着実に進めることとする。

また、「観光を基軸としたまちづくり」を推進するため、ソフト・ハード面を両輪とした各種事業に取り組むものとする。

南九州西回り自動車道に新たに設置することを要望している道の駅「サンセット 牛之浜景勝地※」については、道の駅整備促進協議会における関係機関等への要望 活動を引き続き実施し、基金の造成を行うなど、その実現に向けた取組を推進する こととする。

寺島宗則記念館については、施設管理を適正に行うとともに、周辺の観光資源と 結び付けた周遊観光ルートの形成を推進することとする。

(9) 特別会計における対応

特別会計については、一般会計に準じて厳しく経費節減に努めつつ予算編成を行うものとし、国・県補助金及び自主財源の確保に努力しつつ、近年の決算の状況を適切に把握し、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、より効率的な運用に努めることとする。

特に、平成30年度から財政運営の責任主体が県となった国民健康保険事業においては、県国保運営方針等に基づく制度改革を着実に進めるため、今後も国及び県の動向に注視し、予算を適正に見積もることとする。

(10) 問題意識等の共有

予算に基づいた事業の実効性を高め、地域の活性化、産業の振興、サービスの充 実など市民福祉の向上のためには、職員個々が現状についての問題意識を共有し、 課題克服への思いを全体化することが必要である。

事務事業の中には、他課等と十分な連携を図って行うことで事業効果や効率性を高められるものがある。

問題意識や課題克服への志向を共有・全体化して「縦割り」を排しながら、事業効果や効率性を最大限発揮することに努めるものとする。

また、これまでの市民からの要望、議会での議論、監査委員からの指摘等を踏ま え、職員一人一人が予算編成の主体であることを認識し、市の「政策決定」である 予算づくりに積極的に取り組んでいくこととする。

さらに、全国的に本格的な人口減少社会、とりわけ生産年齢人口の減少に伴い多様化・複雑化する地域課題を的確に捉えつつ、5年から10数年後を見据えた中長期的な視点に立ち、持続可能で適切な行財政運営が行えるよう、職員一人一人が自ら主体的に実践していくこととする。

これら「阿久根フィロソフィ」の精神にのっとり、職員一人一人が阿久根市役所の主役であり、阿久根市役所の看板を背負っていることを肝に銘じ、当事者意識を持ち、一期一会の精神で市民サービスに努めることで、市民に信頼される阿久根市役所を目指すこととする。

(11) 透明性の確保

予算は、施策の具体化であり、市民に対して、必要性、負担、時期、効果等について十分な説明ができるものでなければならない。そのため、情報公開や市民への説明責任を念頭に置いて透明性の確保に努めるものとする。

※ 「道の駅」の名称は、国土交通省に対して登録申請を行い、登録が認められて正式に 決定されるものです。したがって、現段階で「サンセット牛之浜景勝地」の名称は仮称 です。